

令和3年度 町政懇談会要望事項一覧・答弁内容

町内会	要 望 事 項	要 望 内 容	答 弁 内 容
新 町	1. 消防団員確保問題について	全国的に減少傾向があるので、消防署員の充実をお願いしたい。	<p>全国的に消防団員の確保が難しく、当町においても欠員が発生していることから、消防署員の増員による対応をとのご提案ではありますが、まず前提として、笠松町の消防体制といたしましては、専任で消火活動や救命活動に従事する「常備の消防」、いわゆる「消防署員」と、会社員、自営業など、他に本業を持ちながら、消火活動や後方支援活動を行う「非常備の消防」としての「消防団員」がごございます。</p> <p>消防署は、笠松町と岐南町との2町により構成する「羽島郡広域連合」により運営しており、わたくしがその連合長を務めておりますが、現状においては、規模に応じ条例で定めた職員定数のなかで、過不足なく運営していると認識しております。</p> <p>一方、消防団は、火災発生時に常備消防と連携しながら、消火活動や後方支援を行うとともに、大規模災害時等には、避難誘導や避難所運営などを行うマンパワーとして、非常に重要な役割もごございます。</p> <p>会長ご指摘のとおり、消防団員の確保については全国的な課題となっており、こうしたことから、国においても、消防団員の確保を目的とした「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、検討が行われたところであります。</p> <p>その検討結果の報告では、報酬額や活動内容、活動回数の見直しによる処遇改善が提言されており、現在、消防団員のなりて確保に向けた処遇改善の一環として、町においては、報酬額の見直しを、笠松町消防団においても、操法訓練や年末夜警、出初式などの実施方法の見直しを検討されるなど、団と共に改善策の検討を行い、入団しやすい環境の整備に努めているところであります。</p> <p>町内会長の皆さまにおかれましては、消防団員の選出にあたり、大変苦慮されておられることは十分承知しておりますが、なにとぞご理解いただき、消防団を中核とした地域防災力の向上に、お力添え下さいますようお願いいたします。</p>
	2 笠松みなと公園、四季の里のより有効利用について	現在、グラウンドゴルフ、ペタンク等に使用されているが、水道もなくトイレが不便です。女性の方は不潔で使用できない（使用したくない）状態のため、改善をお願いしたい。	<p>笠松みなと公園は、堤防の大規模改修に併せ河川敷に水道を敷設し、トイレを設置しました。</p> <p>四季の里に水道を設置するためには、堤防に影響を与えないように横断する大規模工事が必要となり、事業費も高額にのぼることから、トイレの水洗化は現時点では考えておりません。</p> <p>しかし、現在設置してあるトイレは老朽化が著しいため、簡易水洗式トイレを更新する方向で進めております。</p>

町内会	要 望 事 項	要 望 内 容	答 弁 内 容
上 本 町	3 笠松町の人口動向について	笠松町の生産年齢人口の減少、老年人口の増加という現状に対する行政の対応について、今後どのような対策を考えられているのか、具体的な対策について説明してほしい。	<p>全国的に本格的な人口減少社会に突入する中、「国立社会保障・人口問題研究所（社人研）」による当町の推計においても、今後は65才以下である年少人口・生産年齢人口が大きく減少し、65才以上の老年人口はほぼ横ばいとの見込みであり、このことは、労働力の低下や、社会保障費の大幅な増加など、私たちの生活に大きな影響を及ぼすものと懸念されます。</p> <p>日本国内の全ての人を対象とした国勢調査による当町の人口推移でも、平成27年（2015年）の22,750人までは、35年間で115人減と他市町に比べて減少数は比較的小さいものでしたが、6月に発表された令和2年度（2020年）速報値では22,220人と前回より▲530人（▲2.33%）の減少となり、当町でも本格的な人口減少社会の到来に直面したと実感しております。</p> <p>人口減少は産業界における人材不足や企業の撤退、税収等の減少、公共施設の維持管理・更新への影響など、地域活力の著しい低下を招くものであり、これを食い止めるため、今年の3月に策定した第6次総合計画では、令和12年度（2030年）の将来人口を22,000人とした目標を掲げ、当町の人口減少のスピードを緩やかにしていくものとしております。</p> <p>この将来人口を達成するには、総合計画に掲げる様々な事業を展開し、その一端ではありますが、「子ども・子育て支援」として「新こども館」を整備し、年度内の完成を予定しております。この施設は乳幼児親子が安心して利用できる子育て支援拠点として、また、小中高生が気軽に集える場として、多くの方に利用していただけるよう、魅力ある施設や活動内容となるよう計画しております。併せて、日本国憲法や国連が保障する子どもの権利を具体的に分かりやすく定め、大人の役割や町の取り組みについて定める「子どもの権利条例」も制定予定であり、将来に渡って町民と町が一体となって子どもの権利を大切にする姿勢を明らかにしてまいります。</p> <p>また、「地域公共交通サービスの拡充」として、昨年10月に巡回町民バスのバス停追加や朝6時台・夜7時台の増便、5月にバス車両の更新を実施し、便利で安全な運行体制の確保に努めており、この10月には事前に予約して利用する乗り合い送迎サービス「チョイソコカラタン」の笠松エリアでの運行を開始し、これまで要望が多かった「病院、ショッピングセンターへの乗り入れ」に対応いたしました。これら公共交通の充実が、笠松町が通勤・通学・生活で便利となり、そのことが居住地として優位性を向上させ、ひいては、定住者の増加に繋がっていくものと考えています。</p> <p>私は人口増加策として、行政サービスの無償化などを目玉にする自治体とは一線を画し、「医療」「福祉」「教育」など、あらゆる分野で質の良い生活・環境・行政を実現させることが、自分たちの資源と強みを生かした「町のブランド化」の推進に繋がるものとして、町そのものの付加価値を高めることに注力しております。「笠松ブランド」の向上は町民の誇りを高め、子供たちの郷土愛を育み、地元商工業の発展や地価の上昇による税収の増加をもたらす、定住促進や地域経済基盤の強化へと拡大していくものであり、これからも「笠松に住んで良かった・これからも住み続けたい」と実感してもらえるまちづくりを進めてまいります。</p>

町内会	要 望 事 項	要 望 内 容	答 弁 内 容
上 本 町	4 これからの役場の役割について	<p>・住みよい街、住みたい街を目指し、ハードや制度の面ではなく、ソフトの面として、役場の役割をもっと町民に分かりやすく、親しみやすいものとするため、例えば千葉県松戸市の「すぐやる課」のような町民の要望にすぐに応えられる部署を作ること考えていただきたい。これは、結果的に生産年齢の流失に歯止めをかける策の1つになるのではないかと考える。</p>	<p>笠松町の面積は、10.30㎏と小さく、また、正規職員数も120名程度とコンパクトな町であります。その分、大きな市と比べますと、町民と行政とが近い関係にあると考えております。</p> <p>また、常々職員には、スピード感をもって職務に従事するよう話しており、皆さまからご要望やご指摘があった場合、後回しにすることなく、できる事は即座に行うよう指示もしております。</p> <p>ご要望のありました、千葉県松戸市の「すぐやる課」を参考とした部署の設置につきましては、役場業務が多岐にわたることから、各部署において専門性を持って行う必要もあり、考えておりませんが、コンパクトな町の利点を生かし、住民の皆さんに寄り添った、心のかよった対応に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>どのような些細なことでも構いませんので、何かございましたら、お気軽に役場の方へご相談、お声かけいただければと思っております。</p>
美 笠 通 2	5 コロナワクチン接種パスポート（証明書）について	<p>・緊急事態宣言が解除され、県をまたぐ移動、旅行・飲食が解禁（緩和）されます。メディア報道では各自治体で「ワクチン・パスポート」を作成するところもあるみたいですが、以前お聞きしたところ「ワクチン接種時の控え券」が当町の証明となるとの返事でした。今後、笠松町として「ワクチン・パスポート証明書」を作成する予定があるか教えてください。また、笠松町モデルの基本骨格としてコロナワクチンの考え方を、高齢者も多くメール連絡では伝わらないため、分かりやすくA4サイズ1枚で作成していただきたい。</p>	<p>ワクチンパスポート（ワクチン接種証明書）については、現在のところ海外渡航に必要な方に限って、「紙の証明書」を発行しており、国内での利用については、接種時にお渡ししている「接種済証」をご利用いただいております。</p> <p>現在、国では、ワクチンパスポートをスマートフォン等で表示できる「デジタル化」を進めており、デジタル化によって国内での活用が進むものと思います。</p> <p>現在も東京都等の一部自治体において独自の証明書を発行していますが、当町のような小規模な町では利用できる範囲に限られるため、独自に作成するのではなく、国が開発を進めているワクチンパスポートを利用していきたいと考えています。</p> <p>また、町民の皆様への情報発信については、ご要望いただきましたとおり、LINEやホームページのほか、広報紙や班回覧といった紙媒体での情報発信を行い、全ての町民の皆様に関わりやすく情報が伝わるように努めていきたいと考えています。</p>
田 代 西	6 避難用、集団行事等の集まる場所の確保について	<p>・田代西地域には、緊急時の一時避難場所や集団行事等の集まる場所、心安げる公園等がない。人と人との交流の場所があれば災害時等の避難や飲食、物品、生活必需品の補充等助け合いの場となるため場所確保を要望する。</p>	<p>現在、町内に公園や小中学校などの公共施設のない町内会におかれましては、神社や仏閣、企業の駐車場等を、災害時の屋外指定避難場所として指定しております。</p> <p>田代西地域には、地域行事や災害時の避難場所として使っていただける公園等の設置予定はありませんので、例えば、地域との関わりを深めていただく中で、地域企業との連携などご検討いただければありがたいと考えております。</p> <p>また、複数の町内会では「笠松町地区集会所建設等に関する補助内規」を活用し、町内会行事に使用する場所の確保を行ってまいります。補助を活用した地区集会所の建設もひとつの手法と考えますので、一度ご検討いただければと思います。</p>

町内会	要 望 事 項	要 望 内 容	答 弁 内 容
北 及 第 1	7 町内会毎の防災備蓄倉庫の設置について	<p>・防災備蓄品は、小中学校や公民館等で備蓄されているが、大規模災害発生時には必要数を確保できていないと考える。町内の各町内会毎に防災備蓄倉庫を設けることで不足分を補え、身近に設置することで、より対応が良くなると考える。場所は、空き家の利用や、複数の町内会毎の設置等も合わせ、長期的・継続的施策としての実施を要望する。</p>	<p>町では、災害時に備え、食料や避難所で使う毛布や発電機などの備品を、小中学校などの公共施設に被害想定に基づき一定数確保しております。しかし、ご指摘のとおり、大規模災害が発生し、長期にわたる場合、避難所に避難された方全員の十分な備蓄は困難であることから、様々な事業所の皆さまと災害協定を締結し、対応して行くこととしております。</p> <p>町が整備する「公助」だけでは限界があり、町民皆さまには、「自助」として、衣類や救急医薬品などの非常持出品のほか、家族が最低3日間は過ごせるように、缶詰や水などの備蓄品を用意していただくよう、啓発を行っているところであります。</p> <p>また、「共助」として自主防災会が防災備品を整備される場合には、補助を行う制度を設けており、昨年度は、18の自主防災会において、発電機やテント、チェーンソーなどの購入に、ご利用いただいております。</p> <p>なお、補助金の額は、費用の2分の1以内で、50万円までご利用いただけますので、防災備品の購入をご検討されている自主防災会におかれましては、役場総務課までご相談ください。</p>
南 栄 町	8 道路通行等に支障のある休耕田の雑草について	<p>・休耕田の雑草が生い茂ると、害虫の発生、野鳥の巣、外来種の雑草など、町民生活や通行にも支障をきたす。また、雑草の背丈が高く、道路にはみ出し通行の妨げになっており、行政から地権者に定期的に指導できないか検討してほしい。</p>	<p>畔などの除草につきましては、農業者の高齢化のため、農業従事者数や農事改良組合員数の減少、相続により取得したが管理が困難である等々の理由により、管理がなされていない農地が増えていることは事実であり、町に寄せられる苦情等が多数あり、年々、増加しているところであります。</p> <p>その対応といたしましては、現場を確認し、所有者を把握し、指導を行うものであり、一度のお願いで対応していただける事例は少なく、反復・継続して、行政から除草のお願いをしていることが実情であります。中には、応じていただけない所有者もいることも事実であります。</p> <p>そのような状況の中で、町内すべてを定期的に巡回し、状況を確認し、管理不全な場合に指導するとなりますと、そのための人員確保を始めとする体制を確保しなくてはなりません。</p> <p>空家の管理と同じく、用地の管理についても、所有者の方が管理していただくことが原則とは思いますが、特に緊急性が高く、町内会や地域がどうしても対応できない場合などは、私が率先し、出来る限り対応させていただくつもりであります。</p> <p>町内会、町民の方々と共に行う環境美化活動等は、地域連携が薄れつつある現在、改めて、地域の繋がりを考える、一つの行動になるやもしれませんので、その時は、何卒、お力添えをいただき、ご協力をお願いし致します。</p>

町内会	要 望 事 項	要 望 内 容	答 弁 内 容
南 栄 町	9 運動公園の西側用水の清掃、運動公園内の清掃について	<ul style="list-style-type: none"> 現在用水には多量の水草が茂り、水面には多くのごみが散見され濁っており、美化を損ねていることから、早急な清掃を要望する。 運動公園内は特に犬の糞が多い。公園では子供たちと家族の団欒を楽しんでいるなか、犬を連れて散歩する人、鎖を外して散策する人がある。事故が起こってからでは遅いので、定期的に見守り、注意の促しを望む。 	<p>運動公園の西の排水路は、羽島用水土地改良区が管理しており、町が直接携わっておりません。</p> <p>羽島用水に対し、要望を伝えたところ、「排水に支障をきたすものについては除去します。現状では水草の除去などの清掃は行う予定はありません」との旨の回答がありました。</p> <p>犬の飼い方については、散歩、公園内を問わずに、飼い主はリードを付け、飼い主の責任において糞を持ち帰る等の啓発を、広報かさまつ及び防災行政無線により、継続的に実施しており、今後も、飼い主のマナー向上のため、引き続き実施してまいります。</p>
	10 緑ごみの回収方法の改善について	<ul style="list-style-type: none"> 松枝地域では松枝公民館の駐車場で緑ごみの回収が実施されているが、車が西側（喫茶・夕雨）と東側（堤防）から侵入し、公民館出入口付近が非常に混雑しており、物損事故の危険があるため改善を要望する。 緑ごみの廃棄のために順番待ちをしなければならず、時間帯によれば30分程度の時間を要する。また、手持ちで緑ごみを捨てに来た人も車の後に並んで順番待ちをしなければならず、天候の寒暖が厳しい季節では、体調に異変が起きないかを心配をする。ルールとしては理解できるが、待ち時間等の改善を要望する。 	<p>緑ごみ回収については、各地域で月2回で、1時間という回収時間であることから、持ち込みが集中し、お待ちいただき、ご不便をかけていることは承知しており、その対策として、現在は、車両誘導、整理のため、警備員2名配置し、収集しているところであります。</p> <p>現時点では、収集日の追加、収集体制の変更等も委託業者と調整、検討しておりますが、受託者側も従業員及び車両の確保に限りがある中、混雑緩和のための方策を調整・検討しているところであります。</p> <p>この緑ごみ回収は、4月から始まった制度であり、加えて、10月からのごみ処理有料化により、排出者数、排出量を見通すことが難しい部分もございました。今後は、適宜、見直しを図っていく予定でありますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、持ち込まれる緑ごみの中には、資源として利用できない、花、果実、土が付着した状態で持ち込まれ、その対応に時間を要する場合もございます。持ち込む方がルールを理解することでも、混雑緩和の解消のひとつにもなりますので、更なる、周知を行うことを考えております。</p>
円 城 寺	11 排水路の暗渠化促進について	<ul style="list-style-type: none"> 順次、暗渠化を進めていただいているが、狭い通路の拡張による地域住民の生活の利便性の増進と、中学生の通学路としての安全性確保のため、円城寺地内の排水路暗渠化の整備の促進をお願いしたい。 【平成10年度から継続】 	<p>円城寺地内の下羽栗幹線排水路の暗渠化については、公共下水道（雨水）事業における浸水対策と併せた整備として平成25年度から国の補助を受け進めてまいりました。</p> <p>今後は、排水路の暗渠化と排水路改良と併せて岐南町境の下流部から実施していきたいと考えており、事業計画の策定に着手をいたします。</p> <p>国の交付金も要望どおりに交付されないなど、厳しい財政状況にあり、期間を要する事業となりますので、ご理解をお願いいたします。</p>

町内会	要 望 事 項	要 望 内 容	答 弁 内 容
円 城 寺	12 円城寺雨水調整池の完成後の上部利用について	<p>円城寺雨水調整池の整備が完了した後、住民の憩いの場として有効利用できるよう、関係機関と折衝していただくよう、切に要望する。</p> <p>【令和2年度に要望】 位置図：①円城寺</p>	<p>円城寺雨水調整池の上部利用は、国土交通省から雨水調整池の機能を阻害する恐れがあるとして公園利用などの目的外利用は認められないとの見解が示されています。</p> <p>今年度は、調整池の管理上必要なフェンスの設置と上部の整地、周辺の用水路や側溝の整備を行っており、広場として利用していただける予定であります。</p>
無 動 寺	13 集会所のコロナ対策助成について	<p>町内会の総会等、ほとんど中止しているが、今後、コロナと向き合いながら集会所運営をするにあたり、改装費やノウハウが必要となるが、笠松町で助成、サポートをお願いしたい。</p> <p>【令和2年度に要望】</p>	<p>町では、地区集会所の新築や改築、または修理に対し、補助を行う制度を設けております。助成額は、新築、改築では工事費の4分の3以内、修理では工事経費の2分の1以内と規定しており、補助基準などの定めもございますので、集会所の改装を予定しておられます町内がございましたら、事前に役場 総務課までご相談をお願いいたします。</p> <p>また、集会所における、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策といたしましては、手指消毒、マスクの着用や換気などの基本的な感染対策となります。これらの感染対策は、皆さまが日常的に行っていただいている対策と同様であり、町内会において消毒液などの消耗品の購入をされる場合には、町内会交付金のご活用をお願いいたします。</p> <p>集会所運営については、現在の新型コロナの感染状況などから、各地域の活動、行事についてどうすればよいのかと、お悩みになられる会長さんも多いのではないかと思います。判断に悩まれるような場合には、必要な情報提供をさせていただくこともできますので、役場へお気軽にご相談いただければと思います。</p>
米 野	14 公共施設の建築について	<p>米野会館が避難所としていかなるものか。笠松町公共施設等総合管理計画にあるように計画的に順次、防災的視点から多機能的公共施設の建設を要望する。また、町として新しいビジョンがあれば聞かせてほしい。</p>	<p>米野会館につきましては、昭和35年築の建物で、老朽化が進んだことから取り壊しを予定したところ、米野町内会より、地区の集会所として使用したい旨の申し出があり、維持管理費用を負担することを条件に無償でお使いいただいております。</p> <p>笠松町公共施設等総合管理計画では、建物の老朽化が進んでいることを踏まえ、全庁的及び防災的な視点から、集約化・複合化した公共施設の更新を検討しておりますが、現段階においては、個々の具体的な計画はありません。</p> <p>また、米野町内会との覚書において、米野会館の取り壊し費用は笠松町が負担することとなっております。米野会館を取り壊し、新たに地区集会所として新築を計画される場合や、大規模な改築を計画される場合には、町の補助金をご活用いただくことも可能ですので、事前に役場 総務課までご相談をお願いいたします。</p>

○空き家対策

町内会	要 望 事 項	内 容	
新 町	15 空き家対策について	<p>町内においても空き家が出てきており、防犯、防災においても懸念されるため対策をお願いしたい。</p>	<p>まず、空家等の管理責任は、原則、所有者又は相続人あり、空家であっても個人の財産であり、町民の皆さまが納められた税金等の公費を個人の財産に投入することに対しましては、慎重に検討すべきであると考えております。</p> <p>ご質問の管理不全な空家等の対策といたしましては、固定資産税納税通知書を送付する際に、建物、草木等の適正管理及び相談機関を記載した啓発チラシを同封しており、また、町民の方からの連絡、情報提供等があった個々の案件については、現場を確認し、所有者、管理者等の調査を行い、文書、訪問、電話等により、適正管理のお願いをしているところであります。</p> <p>管理不全な空家に陥る要因といたしましては、高齢により施設に入所した、死亡等により使用しなくなった、相続により取得したが使用する見込みがない、現在は居住していないが将来的には住みたい、取壊し費用が捻出できないなど、個々様々な理由があります。このような要因のほか、所有者の空家に対する意識の違い、相続人間での意見などのもつれ等の要因も重なる場合もあり、解決するには時間を要する場合もございますが、継続的に、相談、支援、指導等を行い、理解を促し、粘り強く対応していくことが重要であると考えております。</p>
西 宮 町	16 空き家対策について	<p>放置状態のため危害が及ぶので維持管理の徹底をお願いしたい。町政としてできないのか。</p>	<p>今年度からは、現に管理が十分になされていないような家屋の所有者などを対象に、売却、賃貸、利活用、除却等の総合的な相談支援等を行うため、司法書士、建築士、不動産業者等で組織する一般社団法人と協定を締結しました。このような事業を実施するに至った理由といたしましては、不動産を取得する場合、建築メーカーなどが土地の取得から建築までを手助けすることが多い一方で、不動産の処分、売却等となると、どのようにしたら良いか分からない、相談先が分からない等々の課題があると思われ、安心して、相談ができる体制を作るために協定締結をしたものであります。</p> <p>この機関による相談については、町が実施した、老朽化している建物の実態調査を元に、個別に通知を行い、相談者の意向を伺いながら、実施しているところであります。</p> <p>いずれにいたしても、管理不全な空家であっても、個人の財産であることから、本来は、所有者が責任をもって管理すべきものであります。</p> <p>単純に、行政の力により、維持、修繕、除却等を行うことは極力回避し、基本的には、所有者に指導等を行い、解決していきたいと考えております。</p>

町内会	要 望 事 項	内 容	
米 野	17 いざり坂周辺整備に	<p>・ 2. 3年前に議会で決定されたものの、いっ こうに実行されず、この4月に取り掛かるこ との方向性が示されたが、家屋の撤去もいま だに解決に至っていない。早急に解決し、生 活排水路の整備を進めるよう要望する。 位置図：②米野</p>	<p>町道米野52号線については平成25年度に調査設計を実施しておりますが、 堤体の一部に影響があるため国との協議を行ったものの了解が得られておりませ ん。また、町道と堤防上の交差点、堤防下の交差点の交通安全性について警察署 から危惧されています。</p> <p>議会において事業化の決定はされてはおりませんが、地元町内会・地元議員よ りその必要性について強い要望もあることから、坂路拡幅の工事案を国に新たに 提示するなど協議を行っています。</p> <p>また、事業を具現化するにあたって、老朽化している家屋の課題につきまして は、当該家屋の中にある家財などが借受人の動産であることや、建物が相続され ていない等の理由から、現在は、除却に向けた協議を各当事者と行っているところ であります。</p> <p>課題も多く、また多額の財政出動も伴うため、時間が掛かっておりますが、ご 理解をお願いします。</p>

○ごみ袋

町内会	要 望 事 項	内 容	
新 町	18 可燃ごみ袋について	<ul style="list-style-type: none"> 現在、「大」と「小」とあるが「中」も必要であり要望する。 	<p>指定ごみ袋のご質問にお答えする前に、今年度実施した、ごみの出し方などの変更の際しまして、町民の皆さまに対する周知、コロナ禍での説明会開催等に関し、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。この場をお借りして、お礼申し上げます。</p>
上 本 町	19 有料ごみ袋について	<ul style="list-style-type: none"> 独居老人等のためにも、現状の45ℓ、20ℓの他にもう少し小さな袋を作ってほしい。 ごみ袋が他の市町村より高いため、価格をどのように決められたか説明してほしい。 	<p>さて、今回の指定ごみ袋の導入にあたっては、大袋は45Lという一般的なサイズであり、それより小さいサイズを、20L又は30Lにするのか、または、両方を導入するのかなどの検討を行いました。</p> <p>今回の指定ごみ袋の導入の第一の目的は、ごみの減量化であり、捨てられる可燃ごみの中には、プラスチック類、紙類も多く含まれております。そのようなことから、さらに分別を進め、可燃ごみを削減するという意味において、30Lより20Lという選択をさせていただきましたので、ご理解お願いしたいと思います。</p> <p>次に、ごみ袋の価格（ごみ処理手数料）の設定につきましては、家庭から排出される可燃ごみは年間で3600トン以上ございます。</p>
二 見 町	20 ごみ袋について	<ul style="list-style-type: none"> ごみ袋が45ℓと20ℓでは中途半端な大きさで30ℓの袋があると良いと思いますので、検討をお願いします。 	<p>それらのごみを収集、運搬、焼却、埋立等の一連の処理をするために、45Lのごみ袋1袋で換算すると、500円程度の経費が必要であり、その1割程度のご負担をお願いしているものであります。</p> <p>今は、処理経費のことを申し上げたましたが、今回の指定ごみ袋の導入は、ごみの削減が目的であります。</p> <p>お隣の岐南町のごみ袋を例にして言いますと、袋の販売価格は、製造等にかかる費用を販売価格とし、町のごみ処理に対する経費に充当していないことから、笠松町が9月まで皆さまに配付し、使用していただいていた「ごみシール」の性格のような袋を販売しているものであります。</p> <p>当町の指定ごみ袋の価格は、年間6億円程度要しているごみ処理経費に充当するためのものであるとともに、ごみを削減させようとする意識醸成、また、ごみの排出量に応じた受益者負担を求めるものでもあります。</p> <p>全国的には、64%程度（2018年10月）の自治体が、家庭ごみの有料処理を実施しております。県内42市町村の中、40市町村が有料処理であり、無料なのは、岐南町と岐阜市のみという状況であります。</p> <p>この、ごみ袋のサイズも含め、今回の見直しによるごみの削減状況を把握、分析し、未来の環境に配慮した町の施策展開のため、多くの分野、関係者などから、ご意見をいただきながら、検討・見直し等を実施していきたいと考えております。</p>

○可燃ごみ集積場所

町内会	要 望 事 項	内 容	
北 及 第 1	21 可燃ごみ収集場所に金属製金網ボックス設置について	<p>可燃ごみ収集場所では、ガラス被害防止ネットを使用しているが、効果も疑問で美観も良くない。代わりに金属製ボックス等の設置が必要です。適当な場所や費用の問題もあると思うが、創意工夫で実施を要望する。</p>	<p>現在、町全体の可燃ごみ集積ステーションの数は、600カ所以上あり、その設置・管理は町内会により、行っていておられます。 その管理については、大部分のステーションは、ガラス対策ネット等を設置していただき、一部についてはケージのような囲いを設けていただいております。 また、設置場所については、私有地、公有地、あるいは、道路の端であったり、その地域により状況も違うことから、ステーションの設置から管理について、町内会長の皆様方は、大変、ご苦労いただき、また、円滑なごみ回収ができるようなご協力をいただき感謝申し上げます。</p>
中 門 間	22 可燃ごみ集積場所の見直しについて	<p>毎週2回の可燃ごみの集積場所は、主として道路側面に防鳥網等を設置しているが、鳥害によるごみの散乱等もあり歩行の妨げ、車両接触事故等の報告もあり、集積場所について、今後徐々に見直しも必要と考える。設置に係る諸問題（場所、費用など）について援助等の検討をお願いします。</p>	<p>廃棄物処理は行政事務として、町民の方々の暮らしの中で欠かせないものであり、町内全てのステーション管理を行政のみで行うことは、事実上、不可能でありますので、現在のような形態を基本に、継続していきたいと考えております。 ご質問の、設置個所や金網設置などの管理方法などについては、他の町内会では、先ほど申し上げたケージのような囲いを作成するなどして管理されているところがあり、費用については、町内会から支出されていると思われまます。 そのような費用については、ごみの収集対策費用に利用することのできる「資源ごみ分別回収等推進交付金」、あるいは、「町内会交付金」等をご利用いただき、ご対応いただきたいと考えております。 ステーションの管理などのご相談等があれば、他の町内会や自治体等の管理方法などを紹介するなどし、町としても情報共有し、課題解決に向け、取り組んでまいりますので、よろしく申し上げます。</p>

町内会	要 望 事 項	内 容	
-	交通安全について	要望事項 23～29 (前提答弁)	<p>信号機等交通安全施設設置及び交通規制は県公安委員会の所管となります。交通規制等の可否は、警察庁等が定めた様々な基準及び周辺への影響等を考慮し、総合的に判断されます。基準を満たさない場合は、ご要望の実現が難しい場合があることをご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>町では、現時点で可能な交通安全対策を講じ、ご要望の実現に向けて条件が整うよう努力をしております。</p> <p>今、申し上げたことを踏まえて、交通安全関連のご要望について答弁をさせていただきます。</p>

○信号機

町内会	要 望 事 項	内 容	
西 宮 町	23 信号機の設置について	<ul style="list-style-type: none"> 産霊神社東側道路より新町通に出る箇所（青木自転車角）に信号機を設置してほしい。 位置図：③西宮町 	<p>要望箇所それぞれの信号機設置については、いずれにおいても、歩行者の待ち場の設置が確保できないため交差点改良ができず、設置基準を満たしていないことや、交差点ごとに課題も多いため設置が難しい状況です。</p> <p>信号機設置の条件が整いましたら警察署を通じ県の公安委員会に要望してまいります。</p>
円 城 寺	24 信号機の設置について	<ul style="list-style-type: none"> 町道米野円城寺1号線（堤防）を挟んだ南北地域の安全な交通を確保するため、信号機の設置等をお願いしたい。 【平成22年度から継続】 位置図：④円城寺 	
		<ul style="list-style-type: none"> 県道下中屋笠松線の国道22号線から東へ約70mの学童用横断歩道に押しボタン式の信号機設置を要望する。 【H22-H30年度、R2年度に要望】 位置図：⑤円城寺 	
無 動 寺	25 信号機の設置について	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故が頻発しており、また、地域住民の主要な生活道路でもある、県道178号線（カラオケわかば看板）の交差点に、信号機の設置を要望する。 【令和2年度に要望】 位置図：⑥円城寺 	

○交通規制、外側線、通学路

町内会	要 望 事 項	内 容	
上新町	26 笠松小学校・中学校の登下校時の交通規制について	<p>・ 上新町真教寺前交差点から奈良町103-1の交差点の区間は、登下校時に児童60名程度と下羽栗地区の生徒の自転車が多く通行し、特に朝の時間帯は、通勤の自動車も多く通ります。道幅も狭く、車がやっとすれ違える幅の所に児童・生徒が重なります。交通事故回避のため交通規制の検討をお願いしたい。 位置図：⑦上新町</p>	<p>上新町・長池東町内会より時間規制を含む一方通行規制のご要望をいただいておりますが、時間規制を含む一方通行は他地区からの車両だけでなく、そこにお住いの住民等にも規制がかかり、場合によっては、取り締まりの対象になることになりことや不便になるため、一部の方の意見だけでなく周辺一帯の町内会等で協議され、地域全体のご了解が必要となります。 また、原則として迂回路が必要であることや従来の交通の流れが変わり、別ルートが抜け道として利用され新たな交通安全上の問題も発生することが予想され、十分に検討がなされなければなりません。沿線及び付近の住民等のご理解が得ることができれば、警察署を通じて県公安委員会へ要望をしておりますが、啓発看板設置など町としてできる交通安全対策から対応してまいります。</p>
長池東	28 小学生の通学路の整備について	<p>・ 田代3号線は1車線分の幅しかなく、朝の時間帯は、田代及び長池の生徒が集合してパイプライン道路まで通学するのに使用しているが、車の通行も非常に多く非常に危険である。通学時間帯だけでも一方通行にできないのか。もし可能であれば歩道線を設けることはできないか要望します。 位置図：⑥長池東</p>	
田代西	27 農道8m道路や小学生通学路に歩道用ラインの設置について	<p>・ 幅員の比較的広い道路では、散歩やジョギング等を楽しんでいる人が多く、車との接触事故が起きやすい状況があります。また、小学生の通学路での帰宅時では2～3人で話しをしたり、横隊で歩いたりしていますが、歩道用ラインが無く危険である。事故防止のため、全体的に見直し、歩道用ラインの設置を要望する。</p>	<p>田代西・円城寺町内会からの外側線・路側帯の区画線設置の要望については、規制が伴わないものは町にて実施が可能です。現地を調査の上、警察署にも意見を聞きながら、施工してまいります。 ただ、要望規模が大きく事業予算が多くなることから時間が掛かることをご理解下さい。</p>
円城寺	29 通学路の安全確保について	<p>・ 円城寺104号線は見通しは良いが幅員が狭い。歩道などを作ると車のすれ違いができなくなることから、せめて歩行者用の白線の設置を要望する。 位置図：⑩円城寺</p>	<p>円城寺町内会からの横断歩道設置・一時停止規制のご要望は、警察署に事前協議を行った結果、河野円城寺北西交差点の横断歩道設置については「条件が満たされれば設置の可能性がある」との回答があり、更に協議を進めてまいります。 一方、美春マンション南交差点の一時停止設置については、「既に横断歩道があることや坂路側の南北線を一時停止にして、東西線の交通量が少ない路線を優先することはできない」との判断がなされております。町でカラー舗装や注意看板を設置する等の対策を実施してまいります。</p>
		<p>・ 美春マンション南の交差点は、堤防から下りる急な坂路が通学路と交差する箇所である。通学路側に横断歩道はあるが「止まれ」の標識がないため設置を要望する。 位置図：⑪円城寺</p>	

○旧名鉄東笠松駅周辺整備

町内会	要 望 事 項	内 容	
新 町	30 三角駐車場への道の駅等新設について	元名鉄東笠松駅前の整備で雇用と地域活性化を図っていただきたい。	<p>町では、「リバーサイドタウンかさまつ計画」に基づき、みなと公園やサイクリングロードの整備を進め、平成31年のサイクリングロード完成をもって一連のハード整備に一区切りをつけ、これからの計画推進を、今までのように行政が全てを整備して運営する手法では無く、民間を活用した事業展開が図れるよう、官民連携の導入手法の調査を、昨年度、国土交通省の補助を受けて実施しました。</p> <p>みなと公園の官民が連携する手法として、最初から施設を整備して展開するのではなく、実施可能な事案から着手し、段階的に整備を推進する方法が効果的との結果を受け、既存資産の河川敷や水辺を活用したにぎわい創出を図っていく「官民連携型社会実験」の実施を計画しております。具体的には、みなと公園に再び賑わいが戻る春頃より、河川敷での「カフェ」や「キッチンカー」「有料BBQサービス」、木曾川の水面を利用する「カヌー」や「SUP」体験などを考えており、この社会実験には大学教授や町内会、商工関係、金融機関、活動団体の方々などから構成される「木曾川・笠松エリア利用調整協議会」にて内容を検討し、地域の合意を得ながら進めてまいります。</p>
県 町	31 旧名鉄東笠松駅周辺整備を「リバーサイド笠松計画」に導入について	「リバーサイドタウンかさまつ計画」がみなと公園、木曾川河畔、旧東笠松駅周辺、三角駐車場を中心に新たな笠松の「顔」として検討されつつある様であり、県町としても「憩いの場」生活に密着した新しい町づくりは歓迎します。ただし、計画を進められる際には住民からの声を聞き入れていただきながら進めていくことを要望します。	<p>また、今回の調査では、民間主導による事業化の可能性と併せて、みなと公園周辺での防災とにぎわい機能を持った中核施設整備の検討として、三角駐車場の埋め立てについても詳細な調査を実施いたしました。そして、国交省や名古屋鉄道、笠松競馬場など関係団体にヒアリングを行ったところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施工場所が河川保全区域であること ②線路や道路に接しており、埋め立てにより隆起・沈下する可能性があり、交通網に多大な影響が及ぶこと ③約5.6万㎡(10tダンプで10,566台分)という大量の土の確保が必要になること ④民有地が多く、借用又は買収する必要があること <p>などの課題が改めて洗い出されました。</p> <p>埋め立ての実現には、河川法の規制の課題や国交省・名鉄との協議、コストの算出及びその財源確保、交通網に影響を与えない安全な施工法など、更なる検討や調査が必要であり、国交省などの関係機関との調整には、今暫く時間を要するものと認識しております。</p> <p>今後、「リバーサイドタウンかさまつ計画」において、民間主導の事業が進展し、三角駐車場の埋め立てが計画の更なる発展に必要な不可欠と判断する際には、国交省や民間などへ、実現に向けた働きかけをしてまいりたいと考えます。</p>